

【報告事項】

1 警察職員の特別派遣について

(警備部)

警察本部から「令和6年能登半島地震に伴う災害警備活動に従事するため、石川県公安委員会から本県公安委員会に対し、警察職員の特別派遣について援助の要求がなされたことから、御審議をお願いする。」旨の説明があった。

公安委員から「今回、女性警察官は派遣されるのか。」旨の発言があり、警察本部から「今回は男性警察官のみである。」旨の説明があった。

公安委員から「今回派遣を予定しているのは特別自動車警ら部隊ということであるが、任務はパトロールが中心なのか。」旨の発言があり、警察本部から「特別自動車警ら部隊の主な任務は被災地における警戒・警らであるが、パトカーの乗車体験など被災者との交流も行われている。」旨の説明後、本件は了承された。

【報告事項】

1 監察関係報告について

(警務部)

警察本部から「第一に、田川警察署員による傷害致死事案について、4月19日付けで当該職員を懲戒処分の免職とする。第二に、捜査第三課員による失踪、窃盗等事案について、同日付けで当該職員を懲戒処分の停職6月とする。」旨の報告があった。

公安委員から「こうした事案が発生する度に、県民からは様々な声が寄せられているのではないか。」旨の発言があり、警察本部から「田川警察署員による傷害致死事案の発生については既に報道がなされており、県民からも多数の意見、抗議等が寄せられている。」旨の説明があった。

公安委員から「意見、抗議等を受け付ける部署はどこか。」旨の発言があり、警察本部から「被害者支援・相談課が窓口となるが、当直での対応やメールによるものもある。」旨の説明があった。

公安委員から「捜査第三課員による失踪、窃盗等事案について、窃盗事案の発生は分限処分の公示後か。」旨の発言があり、警察本部から「当該職員が失踪したことから分限処分の公示を行っていたが、窃盗事案が発生した際には分限処分の効力は発生していなかった。」旨の説明があった。

公安委員から「飲酒が影響したと思われる事案が発生しているが、普段はどのような指導を行っているのか。」旨の発言があり、警察本部から「飲酒に関する事項を身上面接におけるポイントの一つに設定し、職員個々の特性に応じた具体的な指導を行っている。」旨の説明があった。

公安委員から「職務に精励している職員が委縮してしまわないよう配慮してもらいたい。」旨の発言があった。

2 科学捜査研究所職員の博士号の取得について

(刑事部)

警察本部から「令和3年4月から、九州大学大学院に在籍していた科学捜査研究所員の学位論文が評価され、3月25日付けで工学博士の学位を取得した。研究内容は、アンモニア、硫化水素等の非常に気化しやすく取扱いが困難な化学物質について、安定な化学物質へ返還する技術を考案し、全国警察に配備中の質量分析装置による簡便かつ高精度な分析法を開発したものである。」旨の報告があった。

公安委員から「当該職員は、本功労により表彰されるのか。」旨の発言があり、警察本部から「当該職員には、警察本部長賞詞を授与している。」、「警察庁長官賞の上申も予定している。」旨の説明があった。

公安委員から「これまでも博士号を取得した職員がいると聞いている。」旨の発言があり、警察本部から「現職では9人おり、退職者を含めると21人である。」旨の説明があった。

公安委員から「今後も研究を続け、更に貢献してもらいたい。」旨の発言があった。

3 貨物自動車運送事業法違反事件の捜査終結について

(交通部)

警察本部から「粕屋警察署及び交通捜査課は、貨物自動車運送事業法の許可を受けずに自家用貨物自動車を使用して有償で貨物を運送し、一般貨物自動車運送事業を営むとともに、また、運送を依頼するなどして、無許可一般貨物自動車運送事業の営むを助けた貨物自動車運送事業法違反事件について、所要の捜査の結果、糟屋郡宇美町居住の運転手の男性ほか4人を無許可一般貨物自動車運送事業営むで、筑後市居住の運送業の男性ほか2人を同幫助で検挙・送致し、捜査を終結し

た。」旨の報告があった。

公安委員から「被疑者らは罪状について認めているのか。」旨の発言があり、警察本部から「全員認めている。」旨の説明があった。

公安委員から「貨物自動車運送事業法の許可の対象は、事業と貨物自動車のどちらなのか。」旨の発言があり、警察本部から「一般貨物自動車運送事業経営の許可は、不特定多数の者から依頼を受けて貨物を運送する事業に対して認められるものであり、許可を受けた事業者の保有する貨物自動車のナンバープレートは緑色となる。」旨の説明があった。

公安委員から「今回の犯行に使用された貨物自動車は、元々どのような使用目的で用意したものなのか。」旨の発言があり、警察本部から「被疑者らが貨物を運ぶために用意したものであるが、無許可で運送業を経営したことが問題であった。」旨の説明があった。

公安委員から「本件を認知してから捜索差押えを実施するまでに約1年を要しており、内偵捜査等で大変な苦労があったのではないか。」旨の発言があり、警察本部から「被疑者らが関東方面などに貨物を運送していたことから、各種捜査に大変苦労したと捜査員も話していた。」旨の説明があった。

公安委員から「余罪もかなりあったのではないか。」旨の発言があり、警察本部から「捜査で判明しただけでも、36回にわたり貨物を運送していた。」旨の説明があった。